	－　この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第1108.13号に掲げるばれいしょでん粉、第1108.14号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第1108.19号に掲げるその他のでん粉、第1108.20号に掲げるイヌリン、第1901.20号の１の(2)のDの（b）に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第1901.90号の１の(2)のDの（b）に掲げる調製食料品について、157,000トンを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）																						
110812.010	－－　でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110812.020	－－　その他のもの		Xq1																				
110812.090	－　その他のもの		X	S																			
1108.13	ばれいしょでん粉																						
	－　でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
110813.010	－－　でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		Xq1																				
110813.020	－－　その他のもの		Xq1																				
110813.090	－　その他のもの		X	S																			